

## 3 A (安心・安全・安定) は物づくりの基本!

労働環境の安心・安全は誰も望むことですが、例えば、法律で規制されても罰則がないと対応が遅れがちになります。今号から「溶接作業の特化則」に関するご案内を行ないます。今回は概要的なご案内ですが、次号以降で詳細に入って行きたいと思います。このような規制には業務用エアコンの点検もありますが、業者任せになっていませんか。今一度コンプライアンスの視点で点検して頂ければと思います。 出野

## 溶接作業の特化則対策：第1弾

# 屋内で継続して金属アーク溶接等作業する事業所 健康障害防止装置の義務化!



「溶接ヒューム」について、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防則(特化則)が令和3年4月1日から施行・適用(一部経過措置:令和4年4月1日施行)されています



### 1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム(金属アーク溶接等作業(※)において加熱により発生する粒子)について、新たに特化則の特定化学物質(管理第2類物質)と位置付け

#### ※金属アーク溶接作業

- ・金属をアーク溶接する作業
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業  
(燃焼ガス・レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれない)

### 2. 特定化学物質としての規制

#### (1) 全体換気装置による換気等

(特化則第38条の21第1項)

- ・金属アーク溶接作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施、またはこれと同等以上の装置を講じる必要があります。

※「同等以上の措置」にはプッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。

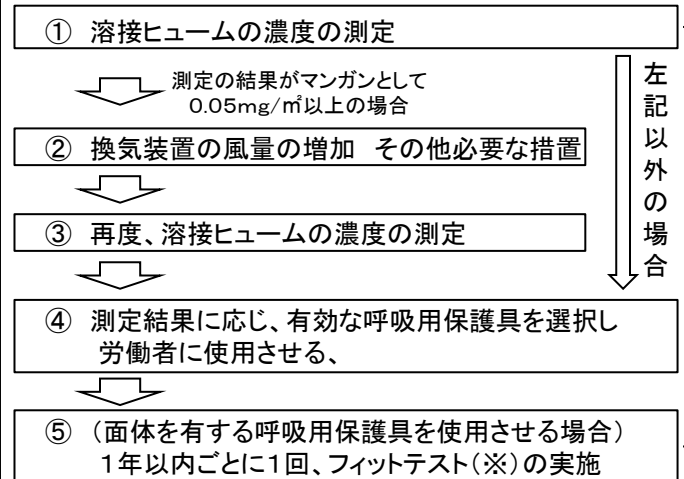
- ・「全体換気装置」とは、動力により全体換気を行なう装置。

なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者が、1月を超えない期間ごとに、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

#### (2) 溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施

(特化則第38条の第2項～第8項)

#### 必要な措置の流れ



令和4年3月31日まで経過措置あり

※当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認を言います。

## 「金属アーク溶接等の安全対策」のご相談はお気軽に

### 「知恵の経営報告書2012」実践モデル企業

この情報についてのお問合せは、  
お気軽に、本社 (075)661-2171 まで

丸福産業は生産性向上・コストダウン・環境対策をご提案する「KES」取得商社です



# 丸福産業株式会社

■本社 〒601-8026 京都府京都市南区東九条中札辻町38  
電話:(075)661-2171(代)Fax:(075)671-8075  
■彦根 〒522-0034 滋賀県彦根市大橋町16番地  
■栗東 〒520-3025 滋賀県栗東市中沢3丁目2番地4号  
■URL: http://www.e-marufuku.co.jp info@e-marufuku.co.jp

URL: http://www.e-marufuku.co.jp info@e-marufuku.co.jp